

大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2の2）

| | 特 定 粉 じ ん 発 生 施 設 | 規 模 |
|---|-------------------|---------------------------|
| 1 | 解綿用機械 | 原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。 |
| 2 | 混合機 | 原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。 |
| 3 | 紡織用機械 | 原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。 |
| 4 | 切断機 | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。 |
| 5 | 研磨機 | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。 |
| 6 | 切削用機械 | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。 |
| 7 | 破砕機及び摩砕機 | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。 |
| 8 | プレス（剪断加工用のものに限る。） | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。 |
| 9 | 穿孔機 | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。 |

※ 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。